伊勢原市在宅ねたきり老人及び認知症老人登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅ねたきり老人等の福祉の増進を図るため、在宅ねたきり老人等の登録に関し必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要綱において「ねたきり老人」とは、次の各号のいずれにも該当する者をい う。
 - (1) 満65歳以上である者
 - (2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記載 され、現に居住している者
 - (3) 次の施設に入所又は入居していない者
 - ア介護老人福祉施設
 - イ 介護老人保健施設
 - ウ介護療養型医療施設
 - エ 養護老人ホーム
 - オ 軽費老人ホーム
 - カ 有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。)
 - キ 認知症対応型共同生活介護
 - (4) 長期入院(3か月以上)していない者
 - (5) 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に基づく要介護認定(以下「要介護認定」という。)において、要介護状態区分4又は5の認定を受け、かつ、障害老人の日常生活自立度(ねたきり度)判定基準(平成3年11月18日老健第102号-2号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知)のランクB-2以上に該当している状態が6か月(病院の入院期間を含む。)以上継続している者
- 2 この要綱において「認知症老人」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。
 - (1) 前項第1号から第4号までのいずれにも該当する者
 - (2) 要介護認定において要介護状態の認定を受け、かつ、認知症老人の日常生活自立度 判定基準(平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知)のランクⅢ以上に該当し、介護負担が大きいと認められ、その状態が継続すると認められる者

(登録申請)

- 第3条 在宅ねたきり老人等の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 当該ねたきり老人等の担当地区民生委員(以下「民生委員」という。)を通じ、伊勢原 市在宅ねたきり老人等登録申請書(第1号様式)により市長に申請するものとする。 (登録及び通知)
- 第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに実態を調査し、在宅ねたきり老人等の登録の可否を決定するとともに、伊勢原市在宅ねたきり老人等登録決定通知書(第2号様式。以下「通知書」という。)により申請者及び民生委員に通知するものとする。

(変更届出)

- 第5条 在宅ねたきり老人等の登録を行った者(以下「登録者」という。) が、次の各 号のいずれかに該当するときは、速やかに伊勢原市在宅ねたきり老人等登録事項変更届 (第3号様式)により市長に提出するものとし、市長は 同様式で報告された内容に応じて、登録の取消や登録事項の変更を行うことができるものとする。
 - (1) 第2条の規定に該当しなくなったとき
 - (2) 住所その他登録事項に変更があったとき

(登録台帳)

第6条 市長は、登録者について、適切かつ効率的な対策を実施するため、必要となる基 礎的な事項等に関し、在宅ねたきり老人等登録台帳を整備するものとする。

(関係機関との連携)

第7条 市長は、この要綱を実施するに当たっては、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員等関係機関と相互に協力し、連携して実施するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成12年4月1日から施行する。

(伊勢原市在宅ねたきり老人等登録要綱の廃止)

2 伊勢原市在宅ねたきり老人等登録要綱(平成6年伊勢原市告示第55号。以下「旧要 綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の際現に旧要綱の規定に基づき登録されている者は、この要綱により 登録されたものとみなす。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年1月18日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、市民に対し発する文書等においては、必要に応じて「認知症」の次に「(痴呆)」又は「(痴呆症)」を付して表記するものとする。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の伊勢原市在宅ねたきり老人及び認知症老人登録要綱の規定による対象者は、この告示による改正後の伊勢原市在宅ねたきり老人及び認知症老人登録要綱の対象者とみなす。

附 則(令和3年7月2日告示第175号)

この告示は、公表の日から施行する。

伊勢原市在宅ねたきり老人等登録申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住 所

氏 名

電 話

民生委員

住 所

氏 名

電 話

次のとおり(ねたきり高齢者・認知症高齢者)として登録の認定について申請します。

対象者	氏	名			電	話		()
	住	所	伊勢原市						
生年月日		日	$M \cdot T \cdot S$	年	月	日	生	(歳)

在宅福祉サービスの利用にあたり、サービスの利用状況や利用決定にかかる調査の内容を、市関係課及び地域包括支援センターに提供することに同意します。

1 PH 1 PV 1 /	

伊勢原市在宅ねたきり老人等登録決定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

印

年 月 日付けで登録申請のありました(ねたきり老人・認知症老人)の 登録について、次のとおり決定しましたので通知します。

該当者	フ	IJ	ガ	ナ					
H 4					生年月日	$M \cdot T \cdot S$	年	月	日
氏 名									

登録認定について	認定されました(年	月	日付)
	次の理由により登	録できません	v	

在毛	ねたきり老	人等登録	事垻変更届	Ħ		
				年	月	E
伊勢原市長 殿						
	届出者 住	E 所				
	B	- 名				
	<u></u>	5 柄				
次のとおり変更を届け出ます。	0					
対象者氏名		生年月日		年	月	日
対象者住所 伊勢原市						
1						
1 住所変更						
新住所:						
2 施設入所						
施設名: 入所日:	<u> </u>	日				
<u> </u>	十	Н_				
3 取消事由 (該当する届出	d(こ()					
・死亡 (・長期入院 (<u></u> 年		<u>日</u> 日	_)		
・介護度等変更による取消(年		月			
· その他 ())		